

慶応二年七月廿一日より慶応二年七月廿二日まで

P8310610 right

殿、河内殿御宅にて蘭国公使御取り□有之、蘭豫□星伎（国名か？）兩人出席、正覚稽古に来る、

廿一日 丑 雲

松盛齋稽古に来る、出 殿、番町より藤兒、礫姑快翁夫妻、坂町叔母、大塚媼（オウ、老婆）、藤山、正若干、

柳齋、寺山母子三人来会法会席に列る、伊藤（幸）へは膳部等為持遣す、周助、休左衛門以下

部庭に至る迄夫々膳部其外遣す、右兩人より断備品あり、番町初め面々より目録蠟燭、茶の

朝靈前へ備えらる、休左衛門して坂本へ代参に遣し回向料二靈一位分（五百疋を）備う、妻義周助

病を防い品物持参す、出雲守殿明朝伊太利使節尋問、御出張の義金港出張、甲州より乗□使

を以て申越す、其段海軍局出雲守へ書面出す、引続金港拾同心来る、無程甲州来り、明日

出張の手續きなど、咄し聞□通弁三郎へ出張の義達し遣す

P8310610 left

廿二日 寅 晴雲

（金川）朝第五時半出宅、第六時半海軍所へ到着、出雲守殿、山口内匠（神原重五郎、柴田三郎）等追って来着、第七時半横須

賀製鉄所附川蒸気船へ一同乗組第十一時横浜御役所参着ウエルニー来り製鉄所御見□の

有無承り合す、この度は御越し無い旨申断り、竹内野州へも、其の段文通遣す、第二時より伊太利使節（祝十七砲）船御尋問ありし

金港奉行（早川能登）監察大久保□□随従す、第三時過退席、直ぐに前以の御船にて御帰府御台場（品海）内に至り、

潮あしく船□通え□由に付、商船より役船を命じ第七時過海軍所へ着、第九時迄帰着、良蔵

田家内てつ来り梨子持参す、一方を投せし旨、保三来り靈前へ菓一小折を備えし旨、昨夕の招き行き違いし也

柴本享膳を設くし旨、藤山稽古に来りし旨、北川（太）より靈前へ箆一折備えへ越せし旨

旗載□よりむしもの可遣し事

私（内は細字双行（一行に小さい文字で二行書き）などの場合です。□印は解読未了の文字です。私の実力ではすぐ解読できません。）

【判読不可】、■は、文章の一部に汚れ、虫食いにより文字が無い等です。